

法人税 R4 令和 1 年度(平成 31 年度)特別償却の付表対応版(Ver.19.30)の予定

特別償却の付表、および地方税様式の変更等に対応した、法人税 R4 Ver. 19. 30 のリリースについてご連絡します。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ移行対象バージョン	保守加入対象バージョン
法人税 R4	Ver. 19. 30	令和1年度版 Ver. 19. 10以降 平成30年度版 Ver. 18. 10以降	Ver. 19. 10以降

※ライセンスが変更になります。19. 3 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver. 19. 10 以上が必要です。

2. リリース時期 (予定)

2-1. E i ボードダウンロードの公開

2019 年 9 月 17 日 (火)

2-2. マイページのダウンロード公開

2019 年 9 月 17 日 (火)

2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始予定日

2019 年 9 月 26 日 (木)

2-4. 法人税 R4 Ver. 19. 3 用の電子申告プログラムについて

Ver. 19. 3 用の法人税 R4 電子申告プログラム (Ver. 19. 3. e3) の提供時期は、法人税 R4 システム本体のダウンロード公開と同日となります。(9 月 17 日公開予定)
対応概要につきましては、別途ご案内いたします。

特別償却の付表が電子申告の受付対象となるのは、例年 1 月初旬頃です。

※ 電子申告未受付の別表は、PDF でイメージデータとして提出が可能です。

参考 (操作手順) : https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/3870

3. 税制改正の対応内容 (予定)

3-1. 法人税別表・地方税様式等の対応

(1) 法人税別表・地方税様式等の変更

以下の帳票の様式対応を予定しています。

特別償却の付表（一）	特別償却の付表（三）	特別償却の付表（七）
特別償却の付表（八）	特別償却の付表（九）	特別償却の付表（十一）
特別償却の付表（十九） （旧「特別償却の付表（二十）」）	第六号様式	第六号様式別表五
第六号様式別表五の二	第六号様式別表五の二の二	第六号様式別表六
第六号様式別表九	第六号様式別表十一	第六号の三様式
道府県民税・事業税納付書		

(2) 第六号様式別表五の七の入力制御の対応

第六号様式の入力画面右下の第六号様式別表五の七で、平成 31 年 4 月 1 日以後開始事業年度の場合は使用できないように（グレー表示）対応します。

※第六号様式別表五の七は、平成 31 年 4 月 1 日以後開始事業年度より使用しません。

3-2. 令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度の税率等の対応

令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度より適用される税率や税額計算等について対応します。

(1) 地方法人税の税率引き上げに関する対応

・別表一の対応

次の項目で適用される税率を、開始事業年度で自動判定するように対応します。

「(58) (56) の 4.4%又は 10.3%相当額」

「(59) (57) の 4.4%又は 10.3%相当額」

・別表三（一）の対応

次の項目で適用される税額計算を、開始事業年度で自動判定するように対応します。

「(21) 住民税額」

「(23) 調整地方税額に係る控除額」

・別表六（二）の対応

次の項目で適用される税額計算を、開始事業年度で自動判定するように対応します。

「(48) 地方法人税額」

・別表六（三）の対応

次の項目で適用される税額計算を、開始事業年度で自動判定するように対応します。

「(3) 道府県民税」

「(4) 市町村民税」

・別表十八の対応（予定申告）

次の項目で適用される税額計算を、前事業年度（予定申告共通情報の「事業年度」）の開始事業年度で自動判定するように対応します。

地方法人税額の計算の「同上のうち土地譲渡税額等及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」

(2) 法人事業税（所得割・収入割）、法人税割の税率引き下げに関する対応

・第六号様式の対応

各都道府県の令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度の税率に対応します（適用される税率を開始事業年度で自動判定）。

(3) 特別法人事業税の創立、および地方法人特別税の廃止に関する対応

※特別法人事業税は、令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度より適用されます。

※地方法人特別税は、令和 1 年 9 月 30 日以前開始事業年度まで適用されます。

・第六号様式の対応

特別法人事業税又は地方法人特別税のどちらの税率による計算等を行うか、開始事業年度で自動判定するように対応します。

・第六号の三様式、第二十号の三様式の対応（予定申告）

令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度の場合、特別法人事業税の初年度経過措置による計算に対応します。

・納税一覧表、事業税・道府県民税の内訳明細書、市町村民税の内訳明細書の対応

事業税および法人税割（道府県民税・市町村民税）の「翌期予定納付額」の計算で、翌期が特別法人事業税の適用初年度に該当する場合は、初年度経過措置による計算に対応します。

(4) 消費税率 10%に関する対応

- ・ 納税一覧表の対応

地方消費税の「翌期予定納付額」の計算で、翌期が令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度に該当する場合は、消費税法改正による計算に対応します。

4. フォルダ構成

■ データベース

¥

└ R4_RDB データベース格納フォルダー
└ hojin_6..... 法人税 R4 令和 1 年度 データフォルダー

■ プログラム

¥

└ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))
└ Epson
└ R4
└ hojin_6..... 法人税 R4 令和 1 年度 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願いいたします。